

「東京都青少年条例改正案」に対する反対表明

平成22年3月17日

出版倫理協議会

議長 鈴木富夫

出版物が青少年に及ぼす影響力は大きく、その社会的責任が重大であることは言うまでもない。出版に携わる者として、青少年の健全な成長を願い、そのための努力が必要であることは、十分認識している。

しかし、その責任は出版関係者が自主的に負うべきものであり、法的・行政的措置は表現の自由の立場からも慎重に討議され、最小限に留められるべきと考える。

このような観点から昭和38年に設立された出版倫理協議会では、青少年に見せたくないコミックやグラフ誌に対しては、出版ゾーニングマークをつけたり小口シール止めを施し、書店、コンビニでの区分陳列や対面販売を徹底するなど自主規制に努めてきた。

しかし、今回示されている条例改正案は、業界のこのような自主規制の努力をないがしろにするものと言わざるをえない。

当協議会が特に問題と考える点を以下に列記する。

1. 18歳未満と判断される架空の人物の性を描いたコミック等を規制しようとしていること。

(コミックにおける登場人物は設定年齢よりも幼くみえたり、年齢不詳の場合も多く、当局の恣意的な判断によって、著作者や発行者への検閲や弾圧につながる恐れがある)

2．現行の児童ポルノ法において、「児童ポルノとは何か」の定義が曖昧とされているにも拘わらず、それを踏襲しようとしていること。

（国会において定義の見直し論議を行っている）

3．児童ポルノの「単純所持」について規制しようとしているのは、権力の乱用につながりかねない。

（国も論議中で未だ規定していない）

以上の理由から、当協議会は論議不十分で周知されていないこの条例改正案に対し、反対の立場を表明するものである。

以上

構成団体

（社）日本雑誌協会

（社）日本書籍出版協会

（社）日本出版取次協会

日本書店商業組合連合会